○東北地方整備局告示第１１号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成２０年２月４日

東北地方整備局長　久保田　勝

第１　起業者の名称　秋田県

第２　事業の種類

県道男鹿半島線改築工事（秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本田谷沢字要沢地内まで）

第３　起業地

１ 収用の部分　秋田県男鹿市船川港比詰字羽立及び字餅ヶ沢並びに脇本田谷沢字要沢地内

２ 使用の部分　秋田県男鹿市船川港比詰字餅ヶ沢並びに脇本田谷沢字要沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県男鹿市船川港比詰字羽立地内から同市脇本脇本字横町道上地内までの延長3,231m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「県道男鹿半島線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道男鹿半島線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により秋田県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により秋田県が本路線の道路管理者であることから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、秋田県男鹿市北浦西黒沢地内を起点とし、男鹿市中心市街地や重要港湾船川港周辺を経由して同市脇本脇本地内に至る総延長 37.6km の幹線道路であり、男鹿国定公園の海岸南部を通過する重要な観光道路でもある。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線道路であることから交差点部を中心に交通渋滞が発生している。

さらに、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足しない箇所が３箇所存しており、加えて、冬期間には車道部及び歩道への堆雪を余儀なくされ、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成17年道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、男鹿市脇本脇本字七ノ沢地内において17,958台／日、混雑度1.40となっている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和に寄与するとともに、良好な線形を有した４車線道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年２月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について、環境影響調査を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査その他の調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は男鹿市教育委員会との協議により記録保存の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年４月16日に決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比

較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、交通量が多く交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に施行し、交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、男鹿市長及び同市議会議長等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

秋田県男鹿市役所